

# 宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰緊急対策補助金 募集要領

## <申請受付期間>

令和6年2月1日（木）～ 令和6年5月31日（金）

※当日消印有効

## <受付・問合せ先>

宇部市 産業経済部 商工振興課

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8360

## 1 趣旨

燃料、電気及びガスの価格の高騰による影響を考慮し、事業活動において多量の燃料油、電気及びガスを使用する中小企業者等を支援することを目的として、宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰緊急対策補助金を交付します。

## 2 補助対象者

以下の（１）～（３）のすべての項目を満たす者とします。

（１）次のいずれかに該当する宇部市内に事業所を有する者

ア 中小企業基本法第２条に規定する中小企業者

※中小企業基本法第２条に規定する中小企業者とは、資本金の額・常時使用する従業員数が下記の表に示す企業又は個人である。

主たる事業の業種	資本金の額・常時使用する従業員（いずれかを満たすこと）
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	３億円以下 または ３００人以下
② 卸売業	１億円以下 または １００人以下
③ サービス業	５千万円以下 または １００人以下
④ 小売業	５千万円以下 または ５０人以下

イ 医療法人又は社会福祉法人であって、常時使用する従業員の数が３００人以下であること。

ウ 中小企業者等協同組合、協業組合、協同組合等、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人であって常時使用する従業員の数が３００人以下であること。

エ 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第５条に規定される３４事業）を行う特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人であって常時使用する従業員の数が３００人以下であること。

オ 本市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街組織

（２）申請時点において市内で事業を行っており、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること。

（３）算出した補助対象経費（下記３ 補助金額等を参照）が１０万円以上であること。

**※前回の同補助金（対象期間：令和４年１１月～令和５年５月）の交付を受けていても申請可能です。**

### 【補助の対象とならない者】

ア 対象月における燃料油、電気及びガスの購入に係る経費について、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者

イ 宇部市の市税を滞納している者

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者

カ 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

キ その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

### 3 補助金額等

#### (1) 補助対象経費

令和5年6月から令和6年2月までの任意の2か月で、市内において自らの事業活動に使用した燃料油、電気及びガスの料金（消費税及び地方消費税を除く）を合計した額の30パーセントを補助対象経費とします。

**※算出した補助対象経費が10万円（税抜）に満たない場合は対象となりません。**

※原材料としての使用及び他者への販売を目的として購入したものに係る料金は対象となりません。

※宇部市内に複数の事業所がある場合は、宇部市内の事業所の使用料を合算できるものとします。

（宇部市外の事業所で使用した燃料油、電気及びガス料金については、対象外）

※自宅兼事務所等で自家分の燃料油、電気及びガス料金は対象となりません。

※事業活動で使用した燃料油、電気及びガス料金のうち、利用者等からその料金を徴収している場合、当該徴収した燃料油、電気及びガス料金相当額については対象となりません。

ア) 算出方法：任意の2か月の燃料油、電気及びガスの料金の合計（税抜）×0.3

#### (2) 補助金額

ア) 算出方法：(1)で算出した補助対象経費×1/2（補助率）

イ) 補助限度額：上限：80万円 下限：5万円 ※千円未満切り捨て

ウ) 補助回数：1回（令和6年2月から令和6年5月までの間で）

※同一の中小企業者等による複数回の申請はできません。

※法人の場合は法人単位の申請とし、法人全体で1回限り申請できるものとします。

#### <補助対象経費及び補助金額の計算の例>

○対象月

[燃料]令和5年11月・令和6年2月を選択

[電気]令和6年1月・令和6年2月を選択

[ガス]令和5年12月・令和6年1月を選択

○使用料金：334,000円（税抜）

[燃料]（令和5年11月）50,000円・（令和6年2月）50,000円

[電気]（令和6年1月）90,000円・（令和6年2月）70,000円

[ガス]（令和5年12月）60,000円・（令和6年1月）14,000円

合計額 334,000円（税抜）

★補助対象経費（合計額の30パーセントが10万円以上であることが交付要件）

$334,000 \text{円} \times 0.3 = 100,200 \text{円} \geq 100,000 \text{円}$

★補助金額（補助対象経費の1/2 ※上限80万円 ※千円未満切り捨て）

$100,200 \text{円} \times 0.5 = 50,100 \text{円} \Rightarrow 50,000 \text{円} \leq 800,000 \text{円}$

#### 4 提出書類

- (1) 宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰緊急対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写し **※下記の例を参照**
- (3) 履歴事項全部証明書（法人の場合） **※発行日から3月以内のもの**
- (4) 本人確認書類の写し（個人の場合）
- (5) 直近の**受付済**確定申告書類の写し **※開業間もない場合は開業届の写し等事業実態が確認できる書類**  
確定申告書別表一（法人の場合）  
確定申告書B第一表（個人の場合）
- (6) 宇部市の市税に滞納がないことの証明書 **※発行日から3月以内のもの**

**※ (3) ~ (5) については、前回の同補助金（対象期間：令和4年11月～令和5年5月）の交付を受けた方は、提出不要です。**

## 【1. 補助対象経費の内容が分かる書類 及び 2. 支払いを証する書類の写しの例】

### 1. 補助対象経費の内容が分かる書類 (申請者名、使用場所、使用期間、請求額の記載があること)

・請求書 (ウェブ内の画面の写し可)、検針票、使用料のお知らせ など

### 2. 補助対象経費の支払いを証する書類 (申請者名、支払先、支払日、支払額の記載があること)

- ・現金払いの場合 ⇒ 領収書
- ・口座振込の場合 ⇒ 振込明細書 ※インターネットバンキングの帳票出力でも可
- ・口座振替の場合 ⇒ 口座通帳 (表紙及び該当の記帳箇所)
- ・クレジットカード払いの場合 ⇒ 利用明細書及びその引落が確認できるもの (口座通帳 (表紙及び該当の記帳箇所) など)

### 【提出方法】

「対象月」、「種別 (燃料油、電気・ガス)」ごとにA4用紙で提出すること。電子申請の場合は、PDF もしくは JPEG ファイルを添付すること。ただし、補助対象経費の総額が税抜160万円を超える場合は、160万円を超えた部分については提出不要。

### 【注意事項 (必ず確認のこと)】

<燃料>

- ・購入した油種の記載があること。
- ・「アドブルー」「洗車」等、燃料油購入と直接関係のない費用は対象外。
- ・現金払い等で領収書に宛名がないものは、別紙「支払証明書」に自署して提出。
- ・軽油引取税は補助対象経費に含めて差し支えない。ただし、消費税は対象外。
- ・月締め請求書等により一括支払をしている場合は、選択した対象月内の購入分以外は補助対象経費に含めることができない。

<電気・ガス>

- ・地番の記載がない場合、使用している建物の写真を提出するか、別紙「支払証明書」に自署をし、提出。
- ・使用期間が月をまたいでいる場合は、またがっている2月を比較し、使用日数の多い月を対象月とする。  
例) 使用期間が12月15日～1月15日の場合、12月は15日～31日までの17日間、1月は1日～15日までの15日間なので12月が対象月となる。

※その他の注意事項については、別紙Q&A<2. 補助金額等について>を確認のこと。

## 5 申請受付期間

令和6年2月1日(木)から令和6年5月31日(金)まで (郵送の場合は当日消印有効)

## 6 申請方法

電子申請又は郵送により申請してください。

### (1) 電子申請

LOGO フォームから、必要事項を入力の上、必要書類を添付して申請してください。

<https://logoform.jp/form/yuJH/483012>



### (2) 郵送申請

提出書類を下記宛先へ郵送してください。

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市商工振興課

## 7 審査

申請書の記載内容、添付書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、指定の口座への振込を行います。

※審査終了後、補助金を指定の金融機関の口座へ振り込みます(申請内容に不備がなければ2週間程度)。

※補助金の交付決定の通知は、口座振込による通帳記載に代えさせていただきます。

※マーカーで該当箇所を明示する等、迅速な書類審査にご協力をお願いします。

※申請内容を審査した結果、補助金を交付することが適当でない認められるときは不交付決定通知書を送付します。不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用等については、申請者の負担となりますのでご了承ください。

## 8 留意事項(必ずお読みください)

(1) 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を求めます。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金を返金するとともに、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例(昭和39年条例第57号)に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければなりません。

(2) 申請内容に不備があり、宇部市が指定した期限までに不備を解消できない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

(3) 本申請に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。

## 9 問合せ先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 産業経済部 商工振興課

TEL 0836-34-8360 FAX 0836-22-6013

メールアドレス [syokou@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:syokou@city.ube.yamaguchi.jp)